

欧州連合(EU)および英国における炭素国境調整メカニズム(CBAM)のコンプライアンス義務に向けたご準備について

EUおよび英国における特定の炭素集約型製品の輸入を行っている企業様におかれましては、炭素国境調整メカニズム(CBAM)に基づく義務の履行に向けたご準備に注力していただく必要がございます。

CBAMは、特定の炭素集約型製品の輸入において当該製品の炭素排出を価格に反映させることで、EUまたは英国と同等の脱炭素政策を実施していない国からのカーボンリーケージ(炭素漏出)を防止することを目的としています。これは、EU域外の国から輸入される対象製品が、EU-ETS(EU排出量取引制度)においてEUや英国の生産者に課されるのと同様の炭素価格となることを確保するものです。CBAMにより、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素およびEUのみ電力の輸入業者様に対して、厳格なコンプライアンス義務が課されることとなります。この措置は、欧州グリーンディールおよび英国のネットゼロ戦略に基づいて導入された気候パッケージの一部です。

EUのCBAMはすでに移行段階が終了し、6か月以内に完全実施される段階まできています。英国のCBAM(現在草案)もそのすぐ後の2027年に実施される予定です。

EUの輸入企業様におかれましては、炭素排出量を計算して報告し、2026年1月1日からはCBAM証書を購入・提出することで、CBAM遵守に向けた要件を満たしていただく必要がございます。英国の輸入企業様につきましては、英国CBAMの実施状況を注視し、2027年1月1日の運用開始に向けたご対応の準備が求められます。目的に適合したコンプライアンス・プログラムを整備していただくことで、罰則を回避し、サプライチェーンを維持することが可能となります。重大な違反や繰り返しの違反は、輸入権の喪失につながる可能性もございます。CBAMの対象となる輸入品に大きく依存している企業様にとって、CBAMへの未対応は事業継続に関わるリスクをはらんでいます。

本稿の末尾にタイムラインの概要を記載しておりますので、併せてご参照ください。

A. EU CBAM

対象範囲について

移行期間中、EUのCBAMはEUへの鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素、電力の輸入に適用されます。輸入企業様は、製品の国際的貿易コード(CNまたは一般的な命名法)とCBAM規則付属書1のリストに記載されているトレードコードを比較し、当該製品が対象となっているかどうかをご自身で確認していただく必要がございます。EUのCBAMはEU、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス以外の国からの輸入にのみ適用されます。

なお、CBAMには、移行段階における小規模な輸入業者や特定の貿易状況への負担を軽減するための免除措置がいくつか設けられています。これらの免除には、150ユーロ未満の低価値の委託品、加工等の修正なしで再輸入された返品品、および輸入加工過程で再輸入された商品が含まれます。

第一次オムニバス簡素化パッケージの一環として、欧州委員会はCBAMの変更を提案し、6月18日に、年間50トン未満の輸入業者に対して排出量の計算と検証の簡素化、および追加の免除を導入することで合意に達したと発表しました。このデ・ミニミス閾値は、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料に適用されることが予定されています。合意された内容はまだ公開されていませんが、2026年1月1日にCBAMが完全に実施される前に最終決定される見込みです。

また、7月1日には、特定の鋼材およびアルミニウムを多用する川下製品を含める免除範囲の拡大について、欧州委員会が証拠開示を求めました(8月26日まで)。この結果は、2025年第4四半期に予定されている法案に反映される見通しです。

求められる義務について

CBAM実施規則では、報告責任を負う主体を「報告申告者」と呼んでいます。これは、輸入者ご本人、または輸入者がEU域外に設立されている場合は間接税関代理人のことを指します。

2023年10月1日から2025年12月31日までの移行期間中、報告申告者は、設立されている加盟国の管轄当局(NCA)にEU移行期登録簿へのアクセスを申請し、四半期ごとにEUに輸入される製品に内包される排出量(内包排出量)についてご報告いただくこととなります。データ収集プロセスは以下のとおりであり、報告書の内容と構成は第一次実施規則の付属書1に規定されています。

管轄当局は、報告書が完全かつ正確であることを確認し、必要に応じて罰則を科す役割を担います。この移行期間中においては、排出量データの検証を受ける必要はなく、CBAM証書を納付していただく必要もございません。

この移行体制は、報告申告者が2026年の完全なCBAM実施に向けて準備できるようサポートすることを意図しています。欧州委員会からも、申告者の報告を支援する包括的なガイドンス文書が発行されております。

CBAMの義務を果たすための重要なタスクとして、以下のよう
な広範なデータを収集していただくことが推奨されます。

- 輸入されている製品のCNコードがCBAM規則附属書1に規定されているリストに含まれているかどうかの確認（含まれている場合、CBAMの対象となります）。
- 設備ごとに指定された電力の場合はメガワット時（MWh）単位、その他の製品の場合はトン単位での製品合計数量の確認。
- 生産設備の運営者に対し、総内包排出量データ（電力の場合はMWhあたりのCO₂換算排出量〔トン〕、その他の製品については製品の種類ごとのCO₂換算排出量〔トン〕）の提供要請。
- 生産設備の運営者に対し、間接排出量データ（生産工程における使用電力量）の提供要請。
- 2026年の制度の完全実施後に備え、生産国において炭素価格が既に支払われているかどうかを、生産設備の運営者に確認（支払われている場合、報告申告者の金銭的負担が軽減される可能性があります）。

2024年7月31日までは、最初の3期の四半期報告書については、参照値とデフォルト値を使用して排出量を計算する簡易的な方法が許可されていました。2024年7月31日以降は、輸入者が生産設備の運営者から実際のデータを取得しなければならない場合のみ、EU方式が許可されます。内包排出量からは、製品の使用に伴う川下の排出量および廃棄時の排出量は除外されます。これはEU排出量取引制度（EU ETS）を反映するための、限定的なCO₂排出量の評価基準となっています。

なお、生産設備の運営者に対して排出関連データの提供を求める際は、第一次実施規則附属書IVで規定されている標準テンプレートの使用を依頼していただくとより効率的です。欧州委員会は、生産設備の運営者がCBAM製品を特定し、排出量を監視・報告する際に支援となるガイドンスを公表しています。

2026年1月1日からCBAMは最終段階に入り、報告申告者に対して本格的な金銭的義務が発生します。同日以降、報告申告者は「認可CBAM申告者」として登録し、輸入製品の内包排出量に応じたCBAM証書を毎年購入して納付することが求められます。

毎年5月31日までに輸入貨物量と前年の排出量の両方を詳述したCBAM申告書を、CBAM登録簿を使ってご提出いただく必要がございます。申告書に記載する内包排出量は提出前に認定検証者による検証を受け、独立した専門家が計算を確認したことを保証するプロセスが求められます。

コンプライアンスコスト

CBAM証書の価格は、EU ETSの許容量の週平均価格を反映し、輸入品と国産品の炭素コストを一致させる仕組みとなっています。本稿執筆時点におけるEU ETSの排出枠の週平均価格はCO₂トンあたり60-70ユーロです。

これらの新しい規則は、特にEU ETSの排出枠の無償割当が2026年に段階的に廃止され、2034年までに完全廃止されるため、企業様にとっての財務上の負担増大につながります。無償割当枠の減少は価格上昇を招く可能性がございます。

認可CBAM申告者の申請手続

今年3月、欧州委員会は、EU CBAMの下で認可CBAM申告者となるための条件と手順を具体的に定め、実施規則を採択しました。2026年1月1日以降にCBAM対象商品をEUに輸入する計画のある企業様や間接税関代理人にとって、この認可取得は極めて重要です。申告手続は2025年3月31日に開始されました。EU域内の輸入者は対象商品を輸入する前にNCAへ申請を行い、EU域外の輸入者は間接税関代理人を通じて申請していただく必要がございます。

申請の際は、

- 過去5年間の税関および税制の遵守記録があること
- CBAMの義務を満たすための財政的安定性を示すこと

が求められます。

NCAは規制遵守と財務能力に基づいて申請を評価します。適切な許可なしにCBAM対象製品を輸入することは認められておりません。欧州委員会は、申請プロセス全体を円滑に進めるための認可管理モジュール（AMM）を提供しています。このAMMは以下の機能を備えています。

- 保証を含む、認可に関するすべての情報の記録
- CBAM申告者とNCA間のやり取りのサポート
- NCAと欧州委員会間のコミュニケーションおよび実務の管理

認可を受けると、氏名、住所、連絡先情報などの詳細がCBAM登録簿に記録され、公開情報となります。なお、各申告者の証書活動に関する情報は、機密情報として厳重に管理されます。

罰則について

移行期間中は、不完全または不正確なCBAM報告、あるいは報告書の未提出により報告されなかった排出量に対し、トンあたり10-50ユーロ（毎年インフレ調整あり）の罰則が課されることになっています。この際、報告不備の程度や申告者の対応状況などが考慮されます。

2026年1月1日の完全実施以降は、違反に対する罰則がより厳格になります。CBAM証書を提出しなかった場合、排出されるCO₂1トンあたり100ユーロの罰金（毎年インフレ調整あり）が課されます。未登録輸入や組織的な回避などの悪質なケースでは、罰金が最大で5倍になる可能性もございます。これらの罰金に加え、未処理分の証書を納付する義務も引き続き課されます。重大または反復的な違反は、CBAM対象製品の輸入認可の喪失につながる恐れがございます。

B. 英国CBAM

対象範囲について

英国政府はCBAM法案の草案を発表し、2027年1月1日からの施行を目指しています。英国のCBAMは導入の初期段階において、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素の輸入を対象とします。スクラップ金属は除外され、協議におけるフィードバックを踏まえ、英国政府は、排出強度が比較的低いガラスおよびセラミックスについても当面は対象外とすることを決定しました。また、電力については、英国へ輸入される大部分がすでに独自のETSを有するEU、および炭素税を導入しているノルウェーからのものであるため、引き続き除外されます。これは、EUのCBAMと英国の制度における重要な相違点の一つです。対象範囲は2027年以降、カーボンリーケージ・リスクや実現可能性の変化を反映する形で見直される予定です。

求められる義務について

12か月間に課税ポイントを通する英国CBAM対象製品の輸入総額が50,000ポンド以上となる場合、HM Revenue & Customs (HMRC) へのご登録が必要となります。

義務開始日を判断するためには、以下の2つの条件をご検討いただく必要がございます。

- 将来に関する条件：いずれの日においても、今後30日間に課税ポイントを通する英国CBAM対象製品の合計額が、50,000ポンドの最低閾値を満たす、あるいは上回ると予想されるかどうか。
- 過去に関する条件：毎月1日に、過去12ヶ月間にこの閾値を満たしたか、あるいは超えたかどうか。

これらの両方の条件を満たす場合、2つの日付のうち早い方の日から義務が発生します。なお、初年度につきましては、2027年1月1日まで遡ってご判断いただくだけで差し支えありません。

ご登録は義務が発生してから30日以内に行ってくださいが必要ですが、初年度についてはより長い期間が適用される予定です。また、輸入企業様が閾値を満たさなくなり、将来の債務が存在しないとHMRCが判断した場合には、登録の抹消が可能となります。

ご登録後は、各会計期間について英国CBAM申告書を電子的にご提出いただくことになります。対象期間内に責任が発生しない場合でも、正式に登録解除されない限りは「ゼロ申告」を行っていただく必要がございます。最初の会計期間は2027年暦年となります。企業様およびHMRCが必要なシステムを導入するための移行期間として、最初の申告および支払い期限は2028年5月31日となります。2028年以降は四半期ごとの報告となり、各申告書の提出および支払いは対象期間終了の2か月後に行うことになります。

英国CBAM申告書には、以下の内容が含まれます。

- 輸入されたCBAM対象製品の商品コード
- 輸入品の重量
- 直接的および間接的な内包排出量
- 対象となる炭素価格控除

英国政府は、商品の計量方法を策定し、実施前により多くの情報を提供するために業界と協力するとされています。実際の排出量データが利用できない場合は、規定の排出値（デフォルト値）を使用して計算することが認められる予定です。英国CBAMが発効する前に、対象製品ごとにこの規定の排出値が公表されますが、これは、実際の排出量データが必須となっている現行のEUのCBAMと比較して、簡素化された仕組みと言えます。記録の保管義務につきましては最長6年間の保存が検討されており、二次法案にてさらに詳細が規定される予定です。

さらに、本法案では「グループ（連結）扱い」が導入され、関連する企業法人はグループ全体で登録し申告を行うことが可能となります。この場合、英国内に拠点を置く代表者が必要となり、グループメンバーであるすべての法人が共同で責任を負うこととなります。

コンプライアンスコスト

EUのCBAMと英国CBAMの主な違いは、英国では直接CBAM税が課される点です。証書は発行されないため、EUのCBAMのような証書取引メカニズムは含まれていません。

対象部門には、国内生産者の炭素コストを反映した統一が割り当てられます。このレートは、英国の排出量取引制度（UK ETS）のオークション価格や、炭素価格サポート（CPS）レート、排出枠の無償割当の調整などを参照して決定され、四半期ごとに更新されます。これらの措置は、輸出品と国内生産品との間の均衡を確保することを目的としています。参考までに、2025年6月の英国ETSのスポット価格はCO₂トンあたり40-45ユーロでした。

EUのCBAMと同様に、生産国ですでに検証可能な炭素価格（排出量取引制度や炭素税など）が課されている場合は、免除を請求することが可能です。

また、2025年5月に合意されたEU ETSと英国ETSの連携により、両地域間での輸出においてはCBAMが相互に免除される方向で進められています。ただし、詳細な文書の合意に向けて正式な交渉を開始する必要があり、現時点での正式な期限は設けられておりません。

罰則について

英国CBAMは「税」として扱われるため、HMRCは既存の権限を使用してCBAMの遵守を強化します。登録や申告の不履行、未納、不正確な提出、記録管理要件の違反に対してはHMRCによる罰則が適用されます。HMRCは、コンプライアンス違反に対する一般的な規制上の罰則を導入するとともに、英国CBAMの義務回避を意図した人為的な事業構造の構築を防止するための法律も導入する予定です。詐欺的な回避行為は刑事罰の対象となる可能性もございますのでご注意ください。

さらに、英国CBAMは、「VAT及びその他の間接税の回避スキームの開示（DASVOIT）制度」に統合される予定であり、英国CBAMの負債に関連する租税回避スキームの開示を求められる可能性がございます。

C. タイムラインの概要



D. 輸入企業様と生産者様にとっての重要なポイント

EUおよび英国のETSにおける排出枠の無償割当が2026年から段階的に廃止（2034年には完全廃止）されることに伴い、企業様にとっての財務上のリスクが高まる要因となります。この炭素価格の上昇は、輸入企業様およびサプライヤーの双方にとって、低排出技術やクリーンなサプライチェーンへの移行を促す強い動機づけとなります。導入の初期段階において、CBAM対象製品の生産者は、同等の炭素政策を持たないEU・英国以外の市場に目を向ける可能性があります。鉄鋼およびセメントの最大の輸入国である米国を含む他の法域でも同様の政策が検討されているため、長期的にこれらの代替ルートは廃れていくと思われる。（米国における現政権の方針は不透明ではありますが、直近の2025年4月には、共和党上院議員によって鉄鋼、アルミニウム、セメント、ガラス、水素、太陽電池製品、電池の輸入に伴う炭素強度に基づく関税法案が提出されました）。CBAM製品の生産者様には、炭素集約型の生産を減らすよう圧力が高まり、それにより炭素漏洩を緩和するというCBAM政策立案者の目標を達成することになります。当面、輸入企業様におかれましては、CBAMの義務に適切に対応できるよう、適切なデータシステムと、十分なトレーニングを受けたスタッフを備えたコンプライアンス体制を整備していただくことが急務と言えます。

今後推奨されるステップ

円滑なご対応に向けて、以下のステップをご検討いただくことをお勧めいたします。

- 貴社の取り扱い製品の中に、EUまたは英国CBAMの対象となる製品が含まれているかをご確認ください。

- 生産設備の各事業者について、内包排出量データを取得するための適切な担当者（または連絡窓口）を特定し、情報収集の手順とルールを確立していただくことが重要です。

- CBAM対象製品をEUに輸入される場合：
 - 四半期ごとの報告、および目前に迫るEUのCBAMの完全実施に向けた社内体制の構築・見直しを進めてください。
 - 代理人を使用せずに直接報告される場合は、EUのCBAM報告の検証者を早めに選定・任命していただくことを推奨します。
- CBAM対象製品を英国に輸入される場合は、法的な進展を継続的にモニタリングし、それに合わせた社内体制のアップデートをご検討ください。
- EUでは2026年から、英国では2027年から相応のコスト負担が発生することが見込まれます。予算計画へ早めの組み込みをご検討ください。
- 中長期的な視点から、サプライチェーンを見直し、より炭素集約度の低い代替品や調達先への切り替えが可能かどうかをご検討いただくことも有効です。

【ご相談窓口】

本件およびグローバルなCBAM関連事項に関するご相談につきましては、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

本件の動向に関してご質問等ございましたら、以下のポールヘイスティンクス・ロンドン／東京オフィスの各国法弁護士まで、どうぞお気軽にお問い合わせください。

Ruth Knox
+44-20-3321-1085
ruthknox@paulhastings.com

Anna Janas
+44-20-3023-5150
annajanas@paulhastings.com

Olga Belosludova
+81-3-6229-6137
olgabelosludova@paulhastings.com